

仕 様 書

この仕様書は、山口県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員及び被扶養者の受診に係る診療報酬明細書（原本あるいは写しとして保存された画像等のデータ含む。以下「レセプト」という。）の内容審査点検における仕様を示すものである。

- 1 件名 レセプト内容点検業務委託
- 2 委託業務 レセプト内容の審査点検の実施
- 3 委託期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

4 業務場所

- (1) あらかじめ受託者が申し出をし、共済組合が承諾した場所。
- (2) 履行場所は受託者の直接の管理下にある屋内で、日本国内に限る。

5 予定レセプト件数		598,000	件
内訳	医科入院外	305,000	件
	医科入院	4,000	件
	歯科	81,000	件
	調剤	207,000	件
	訪問看護	1,000	件

6 業務内容

点検対象レセプトを独自システムによる自動点検と人による目視点検の両方により、以下の内容について点検を行うこと。

なお、点検システムは、共済組合使用のレセプト管理システム（株式会社法研）に対応しているものであること。

(1) レセプトの内容点検

ア 単月点検

レセプトの単月分について、以下のとおり内容点検を行うこと。

- ① 診療報酬、調剤報酬等の算定方法、算定点数の点検
- ② 傷病名と薬剤等との突合
- ③ 傷病名に対し、請求内容に疑義のあるもの
- ④ 検査に係る算定の妥当性
- ⑤ 各種指導料、管理料の算定回数及び算定と加算の妥当性
- ⑥ 各種処置、検査、注射回数の妥当性
- ⑦ 各種薬剤の投与日数、回数の妥当性
- ⑧ 長期に及ぶ投薬の妥当性

- ⑨ 特別食と傷病名との関連
- ⑩ 算定についての関連(診療開始日、初診料、年齢、加算等)
- ⑪ その他請求内容の妥当性

イ 縦覧点検

単月点検済みのレセプトについて、以下のとおり縦覧点検を行うこと。

- ① 重複請求、同一医療機関の重複処置、検査等
- ② 連月での初診料算定の可否
- ③ 連月での画像診断施行、検査等の妥当性
- ④ 長期にわたる注射等の妥当性
- ⑤ リハビリテーションの施行期間の妥当性
- ⑥ 新規入院、継続入院の妥当性
- ⑦ 抗生剤等の長期にわたる投与の妥当性
- ⑧ 調剤レセプトに対する医科及び歯科レセプトの突合による傷病名との適応及び投量
- ⑨ 投与日数の妥当性
- ⑩ その他請求内容の妥当性

(2) オンライン再審査請求データの作成

ア 単月点検及び縦覧点検の結果、支払基金への再審査請求となる電子レセプトについて、支払基金が定めるデータ形式でオンライン請求用の再審査請求データを作成すること。

イ オンラインによる再審査請求データの作成ができないレセプトについては、支払基金の定めるデータ形式で再審査請求データ、原本管理データの作成及び支払基金が定める電子媒体への記録、レセプトの原本印刷及び再審査請求等内訳票の貼付等、再審査請求に必要な事務処理を行うこと。

7 電子レセプトデータ等の受渡し

電子レセプトデータ等の受渡しについては、以下のとおり行うこと。

- (1) 電子レセプト等個人情報データの受渡しは、受託者が用意したセキュリティ機能搭載の電子媒体(USBメモリ等)を用い、共済組合の指定する場所での直接受け渡し又は個人情報の安全性に配慮した追跡可能な郵送方法等により行うこと。
- (2) 郵送による場合は、受託者が用意したジュラルミンケース(同等の性能を有するものを含む。)等の鍵付きの金属製ケースを使用し、特定信書便等セキュリティに留意した方法で搬送する。その他、個人情報漏洩、滅失又は毀損されることのないよう必要な措置を講じ、共済組合の承認を得ること。
- (3) 受渡書を用意し、受渡しの際は双方で記録すること。

8 スケジュール

受託者は共済組合から月末に提供される対象レセプトを翌月末までに点検を実施し、翌月末までに再審査請求データを納品すること。

9 データ管理体制

レセプトデータ等を管理するデータセンターは、以下の要件を満たした環境とすること。

- (1) サーバー設置拠点が日本国内であること。
- (2) 万が一の災害に備え、停電対策及び防災対策がなされていること。
また、各対策方法について、システム運用に障害の発生しない手段を用いること。
- (3) 災害発生時はデータを喪失することなく、復旧を可能とする仕組みを有すること。
- (4) 電子媒体を受託者により一時的に保管・管理する場合は、施錠できる保管庫や部屋に保管する等の必要な処置を講じること。
- (5) 履行場所は施錠できる場所であり、ICカード、暗証番号その他によって入退室管理し、業務関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。また、点検に従事する者以外が点検に係るシステム及び端末機を操作できないよう必要な措置を講じること。
- (6) 受託者が使用するサーバー等記憶媒体内の個人情報については、点検終了後にすべて削除すること。
- (7) 受託者及びその点検従事者は、この業務の実施において知り得た秘密・個人情報については、いかなる理由によっても、他に漏洩したり他の目的に使用したりしてはならず、本業務終了後においても同様の義務を負うものとする。

10 支払い

- (1) 点検等料金は、支払基金の報告に基づき、共済組合が支払基金に対し再審査請求を行った金額について、支払基金の再審査の結果、最終的に過誤として調整された金額の50%相当額に消費税を加えた金額と、点検業務を請け負った際に発生する諸経費等の金額の合計額とする。
- (2) 銀行振り込み手数料及び消費税は共済組合の負担とする。
- (3) 業務に必要な消耗品、参考図書及びシステムの設備等の費用は受託者の負担とする。
- (4) 共済組合から受託者までの搬送にかかる経費は共済組合の負担とし、受託者から共済組合までの搬送にかかる経費は受託者の負担とする。

11 その他

- (1) 業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) データの受け渡し日等については、別途協議して取り決め、遅延が発生する場合は直ちに相手方に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は内容について疑義が生じた場合は、その都度共済組合と協議して定めるものとする。